

二輪車新聞 広告掲載についての約款

(初刊：2013年8月1日)

(株)二輪車新聞社

■本 社 〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-1 川口ビル TEL. 03-3436-1311 FAX. 03-3436-3359

■大阪支社 〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 2-2-23 白雲ビル TEL. 06-6341-3997 FAX. 06-6341-0723

■弊紙への広告掲載について

※二輪車新聞社＝弊社、二輪車新聞＝弊紙

1. 弊紙へ広告掲載する広告主様は、弊社が判断する下記の記載事項を確認、理解したものとします。
2. 弊社へ広告掲載の申込書を提出する必要があります。ただし、広告掲載申込書を弊社に提出しなくても、広告原稿を弊社へ一旦提出した場合は、広告掲載を申込んだこととします（弊社で申込書または広告原稿の提出した時点で、以下の規定に同意したものと致します）。
3. 広告原稿には、基本的に広告主が、誰であるか確認できる様にして下さい。
4. 広告原稿は、弊社に掲載予定日の 10 日前までに提出して頂き、弊社で原稿サイズ、内容や表現、表示の確認を行いません。
5. 弊社で広告サイズや内容の表現、表示の確認後、適切と判断した場合のみ掲載ができます。
6. 広告原稿は、掲載日の 1 週間前が最終締切日です。
7. 原稿入稿の締切日が過ぎても原稿の入稿できない状態（弊社で原稿内容が適切ではないと判断した場合等）、入稿見込みが確認できない場合は、申込みの広告スペースに広告主の社名等（住所、連絡先を表示）の文字を弊社で作成・表示して掲載し印刷、発行する場合があります。
 - ・この場合は、広告主様や関連会社様に対し損害を与えたとしても、弊社は一切の責任を負おうことはできません。また、掲載料は申込みの広告主様が弊社へ掲載料を支払う義務があります。
8. 天災や火災、洪水などにより弊紙発行過程において被害を受けて発行できなくなった場合、広告主様や関連会社様へ損害を与えたとしても、弊社は一切の責任を負おうことはできません。

■広告掲載ができない内容、表示・表現など、適切と判断できない広告原稿は以下の通り

9. 消費者庁の景品表示法や公正取引協議会が定める二輪車公正競争規約など、適正表示に該当しない場合や違法な表現・表示
10. 二輪車業界の協調・発展を損ねたり、乱したりする表現・表示と判断できる場合
11. 実際とは異なる表現・表示
12. 社会的に認められない表現・表示
13. 読者が誤解を招くほか、不利になる様な表現・表示
14. 他社の企業価値等を損ねる様な表現・表示
15. 他社の誹謗中傷に関わる様な表現・表示
16. 他社や他社商品・サービス、及びそれらを連想させる様な、または損害を与える様な表現・表示
17. 訴訟に関わる表示や訴訟に影響を及ぼす、または左右する表現や表示
18. 自らが最高、最大、最も、一番、初など（類する意味と表示含む）を決定づける表現や表示等の記載の場合は、弊社と弊紙以外の第三者等による何によるものかの裏付けや根拠、理由、期間等の判断が明確に一目でわかりやすく説明・確認できない場合

19. 記事広告は、広告である事が確認できない場合（一目で記事広告である事が確認できるようにする）

■「注意が必要」または「望ましくない」表現・表示

20. 以下の表現や表示、または類する意味や表示の記載には注意が必要です。また、望ましいものではありません（弊社と弊社以外の第三者等による、その根拠などのわかりやすい明記が必要）。

- ・ナンバーワン（NO. 1）
- ・最安値（最安）
- ・業界一番（一番）
- ・業界最高（最高）
- ・業界最多（最多）
- ・業界初
- ・超〇〇
- ・お買い得（お得、お徳）
- ・特別
- ・特価
- ・特別価格

■その他

21. 弊社への広告掲載は、成果を保証するものではありません。
22. 広告掲載の規定により広告掲載の有無に関わらず、広告主様や関係会社様に損害が発生しても、弊社では一切責任を負うことができません
23. 弊社への広告掲載により損害を与えたとしても、その責任は広告掲載料を限度とし、掲載料のご請求は行わず、これを相殺することと致します
24. 争いによる裁判所所在地は東京都 23 区内とさせていただきます
25. 規定の項目は、広告主や広告主に関連する者が、定期的にご確認するものとします
26. 規定の項目や内容は、予告なく追加や変更する場合があります

※更新：2013年11月20日

2014年5月29日